

東京都は、帰宅困難者対策を総合的に推進するための条例を制定しました。

東京都帰宅困難者対策条例の概要

大規模災害発生時に、むやみに移動を開始しないようにしましょう

事業者の方は、従業員向けの3日分の水、食料等の備蓄をしましょう

条例は、平成25年4月から施行します。

事業者の皆様へ

■従業員の一斉帰宅の抑制

○施設の安全を確認した上で、従業員を事業所内に留まらせましょう。また、そのために必要な、3日分の水や食糧などの備蓄をしましょう。

■従業員との連絡手段の確保など事前準備

○事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること等の周知に努めてください。

■駅などにおける利用者の保護

○鉄道事業者や集客施設の管理者等は、駅や集客施設内での待機や安全な場所への誘導等、利用者の保護に努めてください。

■生徒・児童の安全確保

○災害時には、学校の管理者等は、児童、生徒等を施設内に待機させる等、安全確保に努めてください。

従業員向けの備蓄の例（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会※中間報告より抜粋）

①3日分の備蓄の量の目安

水：1人当たり1日3リットル、計9リットル 主食：1人当たり1日3食、計9食
毛布：1人当たり1枚

②備蓄品の例 水：ペットボトル入り飲料水 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン 等

※首都直下地震帰宅困難者等対策協議会・・・東京都及び内閣府が、国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、民間企業等を構成員として、帰宅困難者対策について、情報を共有するとともに、横断的な課題や取組について検討を行うために設置した。

東京都帰宅困難者対策条例ホームページ <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/kitakujorei.html>

問い合わせ先：東京都総合防災部 TEL:03-5388-2485

都民の皆様へ

■「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制

○災害時には、むやみに移動を開始せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に留まりましょう。

■家族との複数の連絡手段の確保などの事前準備

○安心して職場に留まれるよう、あらかじめ家族と話し合っ、複数の連絡手段の確保に努めてください。

○混乱收拾後、徒歩で帰宅するときに備え、あらかじめ帰宅経路を確認し、歩きやすい靴などを職場に準備しておくよう努めてください。



災害用伝言
ダイヤル171



携帯電話災害用
伝言板サービス



ソーシャル・ネット
ワーキング・サービス

都の取組

■安否確認と情報提供のための体制整備

○都は、関係機関と連携して、安否確認の周知や災害関連情報提供のための体制整備を行っていきます。

○都は、災害時には、都民や事業者に対し、災害の状況や一時滞在施設の開設状況など、必要な情報を提供していきます。

■一時滞在施設の確保

○買い物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者を受け入れるため、都は、都立施設や都関連施設を一時滞在施設に指定します。

○都は、一時滞在施設の確保に向け、国や区市町村、民間事業者に対し、協力を求めていきます。

■帰宅支援

○都は、徒歩で帰宅する人を支援するため、水やトイレなどを提供する災害時帰宅支援ステーションを確保していきます。

○都は、バスや船などの代替輸送手段を確保していきます。

◆実施計画の策定

○条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法や行政の必要な支援策等について、実施計画としてとりまとめます。